

糸人第 309 号
令和 7 年 9 月 11 日

所属長、職員 各位

糸満市長 當銘 真栄
(公印省略)

職員の綱紀肅正について

地方公務員は、住民全体の奉仕者として、その使命を自覚し、公共の利益のために勤務することが課せられており、また、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為を行うことも公私を問わず禁止されている。

これまでも、公務員倫理の確保と順法意識の徹底については、日頃から自覚を促し、注意喚起を行ってきたところであるが、今回、市発注の公園遊具の選定に関し業者への便宜を図り、その見返りを受けたとして、職員が収賄容疑で逮捕されるという不祥事が発生した。

このことは市民を裏切ったばかりでなく、本市行政に対する市民の信頼を大きく失墜させたものであり、その責任は重大である。

職員においてはその職責をしっかりと自覚し、一人の軽率な行動が市役所全体の信用失墜につながることを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、今一度、全体の奉仕者であるという基本に立ち返り、この失われた信頼を回復すべく、職務に精励するよう努められたい。

また、所属長においては、職員の綱紀肅正について一層の徹底と服務規律の確保について厳正を期していただき、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう十分周知されたい。